

「戦後補償—ドイツの戦後補償裁判を参考に」

せいの きくこ
清野幾久子

(明治大学助教授)

「歴史認識と日韓基本条約の見直しを一真の日韓新時代を迎えるために」というタイトルのもとで、日韓シンポジウムが、国際基督教大学社会科学科、国際関係学科、社会科学研究所の共催により、1998年11月27日（金）28日（土）本学において開催された。本講演は、その第一日目に、日本側からの報告の一つとして行われたものである。

1990年代に入り、アジアや元連合国の戦争被害者が日本政府や企業を相手取って、補償や謝罪を求める訴訟が急増している。これらの戦後補償裁判では①個人による補償請求の可否、②補償請求における時効・除訴期間の壁、③戦後の国籍変更による援助からの除外、④戦争被害者救済に関する立法政策論のあり方等の法的課題が提起されている。

ドイツでも戦後補償問題は多く訴訟になっており、日本の議論に参考に成る。本講演ではまず「アウシュヴィッツ強制収容所」から私企業に派遣され強制労働させられた補償を、戦後のドイツ国家に求めた裁判を取り上げた。本訴訟の原告の一部は外国籍の個人である。本訴訟でボン・ラント裁判所は、このような場合補償を定める国内法はないが、「何らかの意味の公法上の補償請求権が認められる」とした。つまりナチス（NSDAP）は原告達の無償の強制労働によって「利得」を得ており、それが戦後のドイツに継承されているということを指摘して、補償請求が可能である根拠の一つとし、また、敵国の戦争企業への労務提供であったこと、一般市民を強制労働に連行したことの戦争犯罪性（人道に対する罪）も根拠に加えている。これに対して連邦憲法裁判所は、理由付けが不十分であること等を指摘したのである。（1996.5.13決定）。

ドイツは憲法で、戦後補償が連邦の優先的課題であることを謳い、(74条9号)、補償交渉を積み重ね、実施してきた。それにもかかわらず本件強制労働についての訴訟に見られるように、補償の谷間となった人々の問題が今でも提起され、解決の糸口が模索され続けているのである。1998年連邦参議院は「ナチス時代の不法判決一括破棄」を全快一致で決議した。戦争を放棄し、公正と信義に信頼して世界の恒久平和主義構築に努めると宣言する日本国憲法の下、戦後補償問題はまさしく自国の過去を厳しく検証する姿勢を示すところから始めなくてはならない。